

令和5事務年度 所得税及び消費税調査等の状況（鹿児島県版）

令和6年12月

熊本国税局

○ 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

○ 選定にA I等を活用するなど、効率的に調査等を行った結果、申告漏れ所得金額及び追徴税額の総額は過去10年間で最高を記録

- ・ 「実地調査」の件数、非違件数、1件当たりの申告漏れ所得金額及び1件当たりの追徴税額は増加
- ・ 「簡易な接触」の1件当たりの申告漏れ所得金額及び1件当たりの追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、5,716件（前事務年度5,934件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は2,754件（同2,817件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、362件（同336件）。うち、特別調査・一般調査が293件（同249件）、着眼調査が69件（同87件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、5,354件（同5,598件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、79億5千8百万円（同53億2千4百万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、36億1千9百万円（同25億5千9百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは33億9千7百万円（同24億8千8百万円）、着眼調査によるものは2億2千2百万円（同7,100万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、43億3千9百万円（同27億6千5百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、12億1千4百万円（同6億9千6百万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、5億6千9百万円（同5億1千3百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは5億4千9百万円（同5億7百万円）、着眼調査によるものは2,000万円（同600万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、157万円（同153万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、6億4千6百万円（同1億8千3百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。

- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	件	249		87		336		5,598		5,934	
		293	117.7%	69	79.3%	362	107.7%	5,354	95.6%	5,716	96.3%
申告漏れ等の非違件数	件	216		38		254		2,563		2,817	
		270	125.0%	35	92.1%	305	120.1%	2,449	95.6%	2,754	97.8%
申告漏れ所得金額	万円	248,757		7,134		255,891		276,510		532,401	
		339,650	136.5%	22,209	311.3%	361,859	141.4%	433,892	156.9%	795,751	149.5%
追徴税額	本税	43,183		577		43,761		18,177		61,938	
		45,953	106.4%	1,767	306.2%	47,720	109.0%	53,208	292.7%	100,928	163.0%
	加算税	7,474		69		7,543		113		7,656	
		8,941	119.6%	228	330.4%	9,170	121.6%	11,342	10037.2%	20,512	267.9%
	計	50,657		647		51,303		18,290		69,593	
		54,895	108.4%	1,995	308.3%	56,890	110.9%	64,550	352.9%	121,440	174.5%
一件当たり	申告漏れ所得金額	999		82		762		49		90	
		1,159	116.0%	322	392.7%	1,000	131.2%	81	165.3%	139	154.4%
	本税	173		7		130		3		10	
		157	90.8%	26	371.4%	132	101.5%	10	333.3%	18	180.0%
	加算税	30		1		22		0.0		1	
		31	103.3%	3	300.0%	25	113.6%	2.1	-	4	400.0%
	計	203		7		153		3		12	
		187	92.1%	29	414.3%	157	102.6%	12	400.0%	21	175.0%

- (注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、57件（前事務年度47件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、48件（同38件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、6億3千2百万円（同3億5千万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	4事務年度	5事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 47	件 57	% 121.3
土地建物等	39	48	123.1
株式等	8	9	112.5
② 申告漏れ等の 非違件数	件 38	件 48	% 126.3
土地建物等	31	39	125.8
株式等	7	9	128.6
③ 非違割合 (② / ①)	% 80.9	% 84.2	ポイント 3.3
土地建物等	79.5	81.3	1.8
株式等	87.5	100.0	12.5
④ 申告漏れ所得金額	万円 34,997	万円 63,198	% 180.6
土地建物等	32,010	40,877	127.7
株式等	2,987	22,321	747.4
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 745	万円 1,109	% 148.9
土地建物等	821	852	103.8
株式等	373	2,480	664.3

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 計表内の計算は四捨五入前の計数を使用している。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

○ 消費税についても調査等合計の追徴税額の総額は過去10年間で最高を記録

- ・ 「実地調査」の1件当たりの追徴税額は増加
- ・ 「簡易な接触」による調査等件数及び非違件数は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、2,010件（前事務年度1,256件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は1,226件（同734件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、235件（同263件）。うち、特別調査・一般調査が194件（同189件）、着眼調査が41件（同74件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、1,775件（同993件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、3億6千2百万円（同2億8千6百万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、2億8千5百万円（同1億8千5百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは2億7千4百万円（同1億6千8百万円）、着眼調査によるものは1,100万円（同1,700万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、121万円（同70万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、7,700万円（同1億1百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	件	189		74		263		993		1,256	
		194	102.6%	41	55.4%	235	89.4%	1,775	178.8%	2,010	160.0%
申告漏れ等の非違件数	件	161		62		223		511		734	
		176	109.3%	31	50.0%	207	92.8%	1,019	199.4%	1,226	167.0%
追徴税額	本税	14,168		1,417		15,585		9,872		25,457	
		22,911	161.7%	876	61.8%	23,786	152.6%	7,470	75.7%	31,256	122.8%
	加算税	2,627		309		2,936		237		3,173	
		4,535	172.6%	200	64.7%	4,735	161.3%	251	105.9%	4,985	157.1%
	計	16,795		1,726		18,521		10,109		28,630	
		27,445	163.4%	1,076	62.3%	28,521	154.0%	7,720	76.4%	36,241	126.6%
一件当たり	本税	75		19		59		10		20	
		118	157.3%	21	110.5%	101	171.2%	4	40.0%	16	80.0%
	加算税	14		4		11		0.2		3	
		23	164.3%	5	125.0%	20	181.8%	0.1	50.0%	2	66.7%
	計	89		23		70		10		23	
		142	159.6%	26	113.0%	121	172.9%	4	40.0%	18	78.3%

- (注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。